



# 注文していないのに 健康食品が送られてきて…

最近、「以前お申込みいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに健康食品を強引に送りつけられるという相談が多く寄せられています。

## (事例)

突然自宅に電話があり、「**注文された健康食品を送ります**」と言われ、心当たりがなかったので、「注文していない」と言うと、「**昨年10月に初回の注文を受けている**。3回注文することを条件に29,800円を19,800円にしている」



「**今回2回目なので断れない**」と言われた。何度も断ったが、最終的には断りきれず商品の受け取りを承諾してしまった。全く身に覚えがないため納得できない。

※ その後、消費生活センターから確認したところ、注文した事実がないことが判明。

## アドバイス

- (1) 消費者が承諾していないにもかかわらず一方的に商品を送りつけられた場合、契約が成立していないので代金支払い義務はなく、受け取る必要もありません。
  - 全国的にも、注文していないのに「注文があった」といって商品を送りつけられた、という相談が多く寄せられています。強い口調で「払わないと裁判をおこす。裁判費用も払ってもらおう」と脅されたケースも報告されています。
- (2) 勧誘されても必要なければきっぱり断りましょう。業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。
  - 業者名や連絡先のほか、日時ややり取りを記録しておく、万一トラブルになった際に役に立ちます。
- (3) 商品が届いてしまっても、安易に受け取らないようにしましょう。
  - 商品を受け取ってしまうと、保管する義務が発生します。特に、代引きの場合は、トラブルの解決が難しくなるので注意しましょう。連絡先を控えて、受取り拒否の手続きをしましょう。

**万が一、トラブルが発生してしまった場合、すぐに消費生活センターに相談しましょう。**

\*\*\*\*\*

佐賀市 市民活動推進課 消費生活センター（アイスクリームビル4階）駅前中央1-8-32

☎相談電話：40-7087 受付時間：平日9:00～16:00（土日祝・年末年始除く）